

**重要な
お知らせ**

マイナンバーの利用目的の変更等について

法令改正※に伴い、2018年1月1日より、弊社におけるお客さまの個人番号（以下、マイナンバーと表示）の利用目的を以下のとおり変更するとともに、以下のお取引等の際にマイナンバーのご提供をお願いすることがございますので、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます

※「国税通則法」等改正（2018年1月1日施行）

1. マイナンバーの利用目的の変更（下線部分を追加します）

- 金融商品取引に関する法定書類作成事務
- 信託業務または併営業務に関する法定書類作成事務
- 金地金等取引に関する法定書類作成事務
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- 預貯金口座付番に関する事務

※2018年1月1日より前にご提出いただいたマイナンバーについても適用されます

2. マイナンバー等のご提供をお願いする主な取引（下線部分を追加します）

- 投資信託（NISA含む）
- 公共債
- 国外送金等（仕向・被仕向・クリーンビル）
- きょういく信託
- 結婚・子育て信託
- マル優・マル特
- 財形（住宅・年金）
- 預金（普通預金、定期預金等）・元本補てん契約のある金銭信託

※2018年1月1日より前からお取引をいただいているお客さまにも、ご提供をお願いすることがございます

3. マイナンバーをご提供いただく際のお手続の概要

- 当社所定の用紙にマイナンバー等をご記入いただきます
- ご提供いただく際には、以下の書類をご提示いただきますようお願い申し上げます

マイナンバー等の確認	以下のいずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通知カード ・ マイナンバーカード ・ マイナンバーの記載のある住民票の写し・住民票記載事項証明書
お客さまのご本人確認	顔写真付きの確認書類（いずれか1点） <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 在留カード 等 顔写真付きでない確認書類（いずれか2点） <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証 ・ 住民票の写し（発行後6ヶ月以内のもの） 等

※ ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください



りそな銀行 埼玉りそな銀行 近畿大阪銀行